



佐賀県公報

平成16年
10月29日
(金曜日)
第 12526号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

告示

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止 (六七四・長寿社会課)

公告

○落札者等の公示 (建築住宅課)

○平成十七年度及び十八年度における庁舎等の維持管理業務の委託に係る競争入札の参加者の資格審査の申請受付 (総務法制課)

○ 告示

◎佐賀県告示第六百七十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり当該指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成十六年十月二十九日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	変更年月日
医療法人 進藤病院 居宅介護支援センター ウイスタリア	唐津市原一〇一五番地	平成一六・一〇・一

○ 公告

次のとおり落札者等について公告します。

平成16年10月29日

収支等命令者

佐賀県県土づくり本部長 大西 憲治

1 工事名

総合運動場水泳場改築その他工事

2 契約の相手方を決定した手続

条件付一般競争入札

3 落札者を決定した日

平成16年8月19日

4 落札者の住所及び氏名

松尾・丸福・森永建設共同企業体
代表者 佐賀市八幡小路1番10号

5 落札金額

725,550,000円

6 入札公告を行った日

平成16年6月21日

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 名称 佐賀県県土づくり本部監理課予算第二担当
- (2) 所在地 佐賀市内一丁目1番59号

平成17年度及び平成18年度において佐賀県が発注する庁舎等の維持管理業務の委託契約に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査については、次のとおりとします。

なお、この公告に定める資格の審査に係る手続は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける場合があります。

平成16年10月29日

佐賀県知事 古川 康

<p>1 業務の種類</p> <p>庁舎等の維持管理業務とは、次に掲げる業務をいいます。</p> <p>(1) 警備業務</p> <p>(2) 清掃業務</p> <p>(3) 消防用設備等点検整備業務</p> <p>(4) 建築設備運転・監視業務</p> <p>(5) 暖房運転業務</p> <p>(6) 冷房運転業務</p> <p>2 資格審査の申請時期</p> <p>平成16年11月1日から平成16年11月30日まで（以下「定期受付期間」という。）とします。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます（定期受付期間経過後も随時に受け付けを行います。この場合は、入札に間に合わないことがあります。）。</p> <p>3 申請の方法</p> <p>(1) 申請書の入手方法</p> <p>申請書は、佐賀県庁ホームページ（http://www.pref.saga.lg.jp/）の「申請・届出」メニューから様式をダウンロードし、所定の様式に印刷して使用してください。また、佐賀県経営支援本部総務法制課庁舎管理担当（郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 電話0952-25-7017）においても随時配布します。</p> <p>なお、「申請・届出」メニューの電子申請システムにより申請することもできます。</p> <p>(2) 申請書の提出方法</p> <p>佐賀県経営支援本部総務法制課庁舎管理担当に次に掲げる書類を添付して提出してください。</p> <p>なお、電子申請により申請する場合は、添付ファイルとして送信すること</p>	<p>とができない書類は別途佐賀県経営支援本部総務法制課庁舎管理担当に提出してください。</p> <p>ア 営業概要書</p> <p>イ 誓約書</p> <p>ウ 法人にあっては、登記簿謄本</p> <p>エ 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当しないことを証する書類（個人の場合に限ります。）</p> <p>オ 申請書を提出する日（以下「審査基準日」という。）の属する年の前年（法人にあっては、審査基準日の属する営業年度の直前の営業年度。以下同じ。）の決算に係る貸借対照表及び損益計算書</p> <p>カ 納税証明書（審査基準日の属する年の前年の所得に係る事業税の納付すべき額を証する書類及び県税の未納の額がないことを証する書類をいう。）</p> <p>キ 許可等を必要とする場合にあっては、許可等を得たことを証する書類</p> <p>(3) 申請書等の作成に用いる言語</p> <p>ア 申請書は、日本語で作成すること。</p> <p>なお、その他の書類で外国語で記載をしているものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。</p> <p>イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。</p> <p>4 競争入札に参加することができない者</p> <p>(1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者</p> <p>(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、入札参加資格を取り消された者で、その取消しの日から2年を経過していないもの</p> <p>(3) 当該契約の履行に関し官公署の許可、認可等を要する場合において、許</p>
--	---

<p>可等を得ていない者</p> <p>(4) 審査基準日現在において、営業を開始した日から2年を経過していない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で、営業を再開した日から2年を経過していないもの</p> <p>5 競争入札参加者の資格及びその審査</p> <p>競争入札に参加する者に必要な資格の審査は、次に掲げる事項について行うものとします。</p> <p>(1) 経営の状況</p> <p>ア 営業実績</p> <p>イ 営業年数</p> <p>ウ 経営比率</p> <p>(2) 経営の規模</p> <p>ア 自己資本額</p> <p>イ 従業員数</p> <p>ウ 設備の設置状況</p> <p>エ 従業員の有資格者数</p> <p>6 資格審査の結果の通知</p> <p>入札参加資格審査結果通知書により通知します。</p> <p>7 資格の有効期間</p> <p>資格の有効期間は、定期受付期間に申請した有資格者については平成17年4月1日から平成19年3月31日までとし、定期受付期間経過後に申請した有資格者については資格審査結果の通知日の属する月の翌月の1日から平成19年3月31日までとします。</p> <p>8 競争入札参加資格の取消し</p> <p>競争入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者の競争入札参加資格を取り消すことがあります。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するとき。</p>	<p>(2) 申請書その他知事に提出する書類に虚偽の記載があったとき。</p>
---	---

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年十月二十九日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画（株）